

*South China - Asia Business Report*Vol. 75
September
2018

華南・アジア ビジネスリポート

CONTENTS

Briefs

Topics

韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略 3

江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先 7

Regional Business

India インドビジネス最新情報 [30]
外国直接投資の概況および報告制度の変更点 10Vietnam
ベトナムにおける不正事例とその防止策 14Malaysia
SST(売上税、サービス税)の概要 17China
企業所得税損金算入証憑に関する最新政策 22Hong Kong
香港における2018年度税制改正の概要 24行方不明の少数株主が存在する
香港非上場会社の完全子会社化 27外国子会社合算税制に関するQ&Aの解説と
在香港日系企業への影響 33

Macro Economy

アジア経済情報: フィリピン 37

Briefs**Topics****韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略**

これまで2-3%台のGDP成長率を示し続けてきた韓国経済は、2018年も2.9%の成長が見込まれている。貿易立国を軸にした産業推進は変わらぬ勢いを保っており、Samsungをはじめとする大財閥グループが、エレクトロニクス分野を中心に引き続き高いプレゼンスを発揮している。韓国はG7の中で最も高い成長率を維持しており、アジアにおいて、韓国と日本2カ国のみがOECDに加盟していることから勘案して、今後も日系企業は韓国の産業動向の影響を大きく受けていくことは明白である。

本稿では、韓国主要産業の足もとの状況や課題を検討し、今後の商流および投資の動きについて着目すべきポイントを整理する。

江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先

中国の改革開放以来、「世界の工場」として製造業企業が集中した珠江デルタ地域では近年、ローエンド製造業からハイテク産業への転換が提唱され、環境負荷が大きく、低付加価値な産業の淘汰や、次世代に安全な生活環境を確保するための環境保護政策が相次いで実施されている。かかる中、珠江デルタからの移転を迫られる企業が、新たな投資先として目を向けているのが、広東省に隣接する江西省の最北に位置する九江市である。本稿では、移転先候補となる開発区、およびめっき加工業の受け入れが可能な専用園区について紹介する。

Regional Business**[India] インドビジネス最新情報 [30] 外国直接投資の概況および報告制度の変更点**

各国の企業によるインドへの直接投資は年々増加傾向にあり、日本においてもインドへの累積投資額は18年3月末時点での272億8,600万米ドルにまで達している。インド政府は外国直接投資の規制緩和を続ける一方で、一定の報告義務が存在し、制度の変更や改正等も頻繁に行われているため、日本企業を含め、外国企業がインドへ投資する際には留意が必要だ。今回は、直近の外国直接投資の状況、外国企業投資の報告制度の変更を含め

た留意点について解説する。

[Vietnam] ベトナムにおける不正事例とその防止策

日系企業において、海外子会社における不正リスクの管理は、重要な経営課題の一つである。ベトナムには日系企業が多く進出しているが、文化的背景や所得水準の相違から、日本に比べて不正が多いのが実情である。実際に、不正の発覚による解雇が頻発したり、複数を同時に解雇せざるを得ない事態に陥り、業務に支障が出るケースもある。本稿では、従業員による不正に絞り、ベトナム人の労働環境を踏まえた主な発生原因と、よくある不正の

事例、さらには企業の内部統制の整備・運用に不可欠な防止策について記載する。

[Malaysia] SST(売上税・サービス税)の概要

2018年5月10日にマレーシアの政権が交代し、マハティール現首相が選挙公約で掲げていたGST撤廃の方針に従い、18年6月1日からすべての取引に係るGSTの標準税率が6%から0%に引き下げられることとなった。政府歳入の約2割を占めるGSTに替わる税制として、18年9月1日からSSTが導入される予定である。SSTは、売上税とサービス税の2つから構成される。本稿では、税制の概要や登録、申告手続きについて解説する。

[China] 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策

国家税務総局は今般、企業所得税の損金算入に関する証憑管理を強化し、また、税収および法律の執行を規範化するために、「企業所得税損金算入証憑管理办法」を制定し、2018年7月1日より施行した。本稿では、損金算入証憑の最新政策の概要とポイントについてまとめた。

[Hong Kong] 香港における2018年度税制改正の概要

今回は、香港において2018年度から導入または導入予定となっている①企業所得税率の2段階累進課税導入、②研究開発費に対する所得控除拡大、③個人給与所得に対する所得控除拡大の3点の税制改正に関して解説する。特に①②については中小零細企業・スタートアップ企業にとって減税効果の大きい税制改正となっている。

[Hong Kong] 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化

近年、激しいグローバル競争の中でスピード感を持った成長を遂げるべく、日本企業による国内外のM&Aが活発に行われている。香港では、会社間の合併は100%親子会社間でしか認められておらず、当該子会社に少数株主が存在する場合には、まずは株式を取得して完全子会社化しなければならない。本稿では、想定事例をもとに、行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社を完全子会社化するための方法を説明する。

[Hong Kong] 外国子会社合算税制に関するQ&Aの解説と在香港日系企業への影響

2017年度税制改正を踏まえた外国子会社合算税制にかかる改正通達が18年1月9日に公表され、さらに通達の内容などをより具体的に解説したQ&Aが同月31日に公表された。今回はQ&Aのうち、在香港日系企業に関連すると思われる実態基準、管理支配基準、部分合算課税の対象範囲に関する事項を中心に解説する。

Macro Economy

アジア経済情報：フィリピン

18年1～3月期の実質GDP成長率は、前年比+6.8%と前期の同+6.5%から上昇した。政府の歳出拡大を背景に政府消費の伸びが加速し、景気の押し上げに寄与した。一方、輸出は主力の半導体の伸び悩みにより弱含み、純輸出のマイナス寄与度は拡大することとなった。税制改革による飲料などの価格の上昇、世界的な原油価格の上昇、米の供給不足による食品価格の上昇などを背景に、インフレが加速。これをうけて、BSPは約4年ぶりに利上げを決定した。今後の景気は減速しながらも前年比+6%台の成長率を維持する見通しである。



韓国主要産業の動向と 韓国企業の成長戦略

西 康太郎 みずほ銀行 ソウル支店

韓国はこれまで、大財閥を中心に重化学工業やエレクトロニクス等の分野で成長を続け、欧米・日本企業のキャッチアップにとどまらず、今ではいくつかの市場をリードするようになった。本稿では韓国主要産業の足もとの状況や課題を検討し、今後の商流および投資の動きについて着目すべきポイントを整理したい。

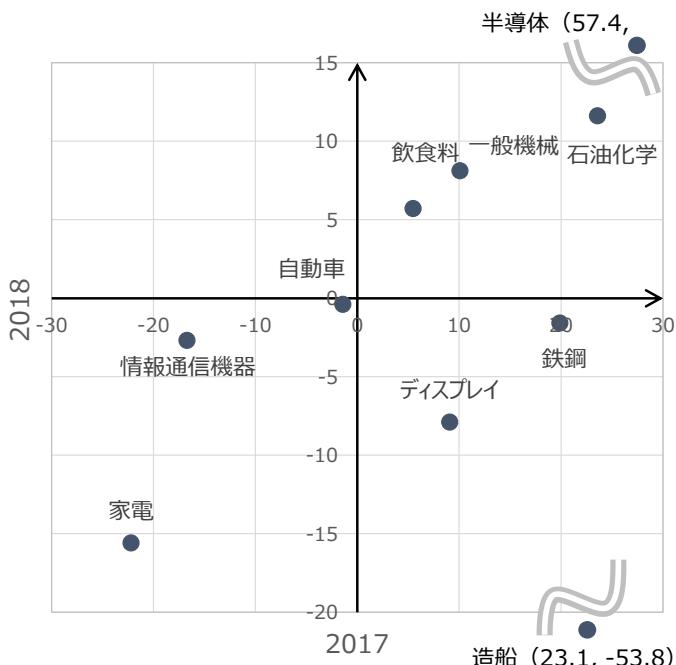
好調を続ける経済成長と懸念材料

これまで2%-3%台のGDP成長率を示し続けてきた韓国経済は、2018年も2.9%の成長が見込まれている¹。貿易立国を軸にした産業推進は変わらぬ勢いを保っており、Samsungをはじめとする大財閥グループが、エレクトロニクス分野を中心に引続き高いプレゼンスを発揮している。韓国はG7の中で最も高い成長率を維持しており、アジアにおいて、韓国と日本2カ国のみがOECDに加盟していることから勘案して、今後も日系企業は韓国の産業動向の影響を大きく受けしていくことは明白である。

一方、17年に比べて不安要素は出てきている。主要産業のうち、半導体は依然好調で全体の成長を牽引しているものの、自動車・ディスプレイ・無線通信機器は低迷が続いており、造船も構造調整・受注不振の影響で毎年大きく輸出量を減らして

いる。自動車はTHAAD問題による中国での販売台数減少の影響が薄まってきたものの、内需不振やGMの撤退、対米貿易摩擦への懸念など、不安材料は継続的に存在している。スマートフォン・家電は昨年から不振が続いているが、市場飽和と中国企業の技術発展により、好転の兆しが見

【図1】輸出増加率の実績と見通し(前年比、%)



(資料)韓国産業研究院

¹ 韓国輸出入銀行

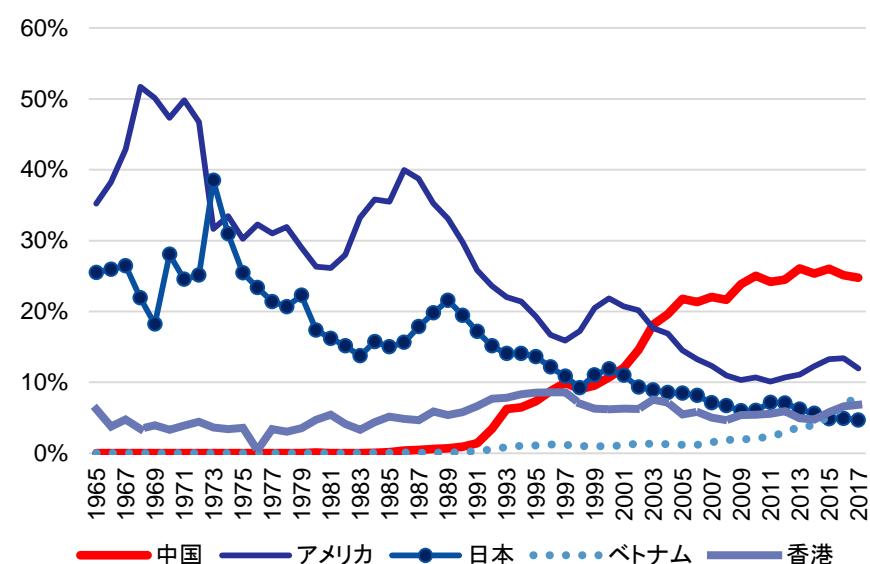
つけられずにいる。ディスプレイは、昨年は需給バランスの要因もあり好調であったが、中国企業のLCD生産能力拡大に伴う供給過剰により単価が下落し、韓国企業の収益力は想定以上に早く悪化し始めた。韓国産業研究院の輸出増加率見通し(前頁図1)を見ると、17年に比べて多くの産業において、輸出増加率が悪化していることがわかる。昨年の好調の反動はあるものの、昨年程度の増加率に転じる材料が乏しいのが現状だ。OLED²や二次電池、バイオ製薬といった分野は既に技術的優位性をもち、市場の本格的な拡大を待っている局面ではあるものの、次世代産業はまだ成熟していない。AIやロボット、フィンテックといった分野では出遅れ感もあり、キャッチアップが必要であろう。

また、政府の労働者保護政策による最低賃金の急激な引き上げや週52時間労働制³が開始され、国内で製造を行う輸出企業にとっては負担が増加している。

中国との経済関係

中国への輸出依存度は引き続き25%程度と高いものの(図2)、半導体・電子部品といった中間

【図2】韓国輸出相手国シェアの推移



(資料)韓国統計庁

財が中心であるため、自動車や小売のように中國で消費が完了する分野、あるいは中國からのインバウンド需要の影響が大きい分野を除けば、中國との国交が悪化した場合においても韓国から中國への商流に与える影響が限定的であることは、昨年のTHAAD問題発生時に証明された。一方で米中貿易摩擦問題などを要因として、中國経済そのものが減速することは、新しいリスクとして警戒が必要である。

また、競争相手としての中国は年々、韓国との距離を縮めてきている。中国の生産拡大による供給過剰や中国企業の競争力向上は韓国の主要産業全般に影響を与えており、自動車や無線通信機器、家電のみならず、足もとでは、半導体・ディスプレイなどの国際分業が進んでいる中間財分野においても中国企業の追い上げが顕著だ。韓国技術評価管理院が今年5月に発表した「産業技術水準調査」によると、バイオ・AI・システム半導体など26分野の技術で韓国と中国の差は平

² Organic Light Emitting Diode。有機物質(Organic)を使用した発光ダイオード(LED)を指し、スマートフォンのディスプレイなどに利用される。

³ 週40時間労働を基本とし、週12時間を超える残業を禁止する政策。

均 0.7 年との結果があり、一部では中国優位が表面化しはじめている。

海外投資の動向

韓国企業による海外進出については、新興国の労働力・コスト競争力・市場を求める方向性自体は変わらないだろう。投資先としてベトナムを選好する姿勢は継続する見込みであり、米中貿易摩擦は中国から ASEAN への生産移転をいっそう活発化させる要因となりそうだ。海外事業における現地調達・生産への転換については引き続き注目していく必要がある。

また、保護主義の台頭に伴う貿易問題や韓国国内での人件費増加は、長期的にも韓国企業の海外現地生産を加速させることとなり、今後も韓国企業の海外投資は増加を続けるだろう。

日韓サプライチェーンの変化

近年の日本と韓国の経済関係は、自動車・鉄鋼分野において競合する一方、エレクトロニクス分野では役割分担が明確化されてきたといえるだろう。韓国企業は最終消費財における世界トップシェアを保持することにより、安定したスケールメリットを確保する垂直統合型のビジネスモデルが多く、メモリ半導体やディスプレイ、近年では二次電池など、投資体力を要する基幹部品において優位性が高い。他方、日本企業は特定の素材や製造装置・基幹部品の製造に強みを持つ「グローバルニッチトップ」のビジネスモデルである。例えばスマートフォンであれば、日本企業により部品が製造されるが、組立以降は Galaxy、iPhone、もしくは中資系完成品メーカーにバリューチェーンが流れる構造だ。

エレクトロニクス分野に限らず、日本企業による韓国への素材部品や装置の輸出は長年行われており、地理的な要因もあるため、既存ビジネスの構造自体は中長期的に続くことが想定される。一方で今後、①韓国部品・完成品メーカーの現地生産拡大②韓国企業のビジネスモデル拡大という二つの変化が想定される。①については、特に中国やベトナムを中心に既にはっきりと商流の変化が見えている。②については、韓国企業がこれまで外部調達していた部品の自社製造のみならず、台湾系企業を中心としたファウンドリ事業のシェアアップや半導体製造装置の自社製造などに関して、既に各社が事業拡大計画を発表しており、日系企業はこうした潮流に応じた対応が求められることになる。

第4次産業革命と中堅・中小企業の育成

第4次産業革命の動きは、IT 産業を得意とする韓国企業にとっては肯定的な要素だ。しかし、革新的な次世代技術・サービスを生み出す土壤ができているとは言いがたい。

韓国の産業構造は依然として変わらず、国の経済のほとんどを大規模企業集団といわれる財閥グループが占め、中小・中堅企業の競争力は高くない。ベンチャー企業の裾野は広く、これら企業のトップは国際感覚に優れており、国民性でもある「まずはやってみる」スタンスでスピーディーな意思決定ができる点も強みである。しかし、有望なグローバルベンチャー企業の育成は日本と同様に課題が多い。スタートアップ企業の買収合併案件もまだ多くなく、時価総額 10 億米ドルを超えるいわゆる「ユニコーン企業」は、18 年 8 月現在で3社しかない。米国、中国、インドなどと比べて

国内市場が大きくない点も、ベンチャー企業成長のボトルネックとなっている。

他国対比で厳しい政府規制の緩和やベンチャーキャピタルによる出資の拡大、スタートアップ企業の輸出に関わる支援などの対応が急がれる状況となっている。

一方で、検索ポータルや地図アプリ、メッセージアプリ、e-コマースサイト、配車アプリ、電子決済サービスなど行動分析に関わる各種 IT サービスは、韓国国内においては Naver、Kakao などの国内企業が存在感を示しており、Google や Uber が台頭する日本とは状況が大きく異なる。韓国での IoT 関連事業については、日本企業は韓国企業との提携が必須となるだろう。

韓国企業の成長戦略

産業構造の変化に対応するため、韓国企業の間では今後、長期的な成長戦略を見据えた買収や、投資余力・収益性確保のための既存事業のリストラクチャリングが一層進んでいくと想定される。

韓国企業による海外 M&A はこの数年間で、多様な姿を見せ始めている。自力での成長を戦略の重点とし、M&A にそれほど積極的ではなかった企業においても、M&A 強化による新しい戦略が見られるようになった。Samsung による車載半導体事業強化のための米ハーマンの買収や、今年新たに発表された LG による豪 ZKW の買収などは、今後の M&A 拡大を予感させる事例であった。これまで外部投資や買収よりもグループ内での製品開発に注力していた自動車メーカーが、昨年から今年にかけてシンガポールのグラブやイスラエ

ルのオプシス、オートトクスなどの未来自動車技術関連ベンチャーに投資していることも興味深い。「この企業は自前主義であるからこのような買収はない」という先入観を捨て、純粋なシナジーを創出するための M&A の視点が必要となってきた。異業種 M&A が増加するとともに、事業の選択と集中のための売却案件がよりドライバティックになる可能性は十分にある。

また、これまで韓国企業は経営権を含めた買収を中心に行ってきたが、戦略的提携のためのマイノリティー出資に関するニーズも増加しているように感じる。中国や日本のベンチャー企業と韓国大手財閥の協業機会は今後、増えていくことが予測される。



江西省九江市における ローエンド製造業の移転候補先

盧 逸俊 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

改革開放以来、「世界の工場」として製造業企業が集中した珠江デルタ地域では近年、ローエンド製造業からハイテク産業への転換が提唱され、環境負荷が大きく、低付加価値な産業の淘汰や、次世代に安全な生活環境を確保するための環境保護政策が相次いで実施されている。かかる中、珠江デルタからの移転を迫られる企業が、新たな投資先の1つとして目を向けているのが、広東省に隣接する江西省の最北に位置する九江市である。本稿では、移転先候補となる開発区、およびめっき加工業の受け入れが可能な専用園区について紹介する。

江西省九江市の概要

追及江西省の最北部に位置する九江市は、湖南省と湖北省、安徽省の三省と隣接し、中国で最も長い河川である長江沿いに位置する(図表1)。人口は約500万人で、陸海空の交通網が発達しており、「黄金水道」と呼ばれる長江にある九江港は国家1種の港湾として年間取扱貨物量が1億トンを超えるなど、長江中流地区の重要な貨物の集散地となっている。

生産拠点の移転先として注目すべき労務コスト面でみると、同市の最低賃金水準は同省の2類と3類に該当し、都市部では1,580元/月、郊外では1,470元/月と、広東省外縁部(1,410~1,550元/月)とほぼ同レベルにあたる。

九江経済技術開発区

同市において具体的な投資先候補となる九江経済技術開発区は1992年に設立され、2010年3月に国家级経済技術開発区に昇格した。約140

【図表1】江西省九江市の位置



km²の敷地内に九江輸出加工区、城西港区、自動車工業園、科学技術工業園と4つの工業园区を設置しており、区内の総人口は約20万人に上っている(図表2)。

同開発区で目立つのは、土地取得コストの安さである。例えば、広東省内で比較的土地価格の

低い茂名市の信宜移転工業園で平米当たり168元、自動車関連企業の集積する仏山市の仏山順徳高新区で同975元などとなっているのに対し、九江経済技術開発区は同97元と1/2~1/10の水準にとどまる。さらに特徴的なのは、開発区内でめっき加工が可能なことだ。

めっき専用園区

中国は近年、環境保護政策に重点を置く中で、汚染リスクの高いめっき加工業者は都市部などで敬遠される傾向にあり、移転する場合も一定の排水処理設備を備えた専用の工業園区に入居することが求められている。一方で、こうしためっき専用園区の数は限られており、広東省では江门市の「崖門新財富環保電鍍産業園」、清遠市の「龍湾電鍍定点基地」、陽江市の「陽江市環保工業園」がよく知られている。かかる中、九江経済技術開発区が製造業の移転候補地として注目されている理由の一つが、開発区の中に「万利通(九江)電鍍集控園区」というめっき専用園区があることである。

【図表2】国家级九江経済技術開発区



(出所)国家级九江経済技術開発区ホームページ

万利通(九江)電鍍集控園区(次頁図表3)の敷地面積は10万5,333m²で、九江市の中で唯一、経営許可を受けているめっき加工業の集積区である。同区では計画段階のものも含め60の排水処理施設により各種めっきの排水処理が可能で、1日当たりの処理水量は1万トンに上る。中水¹の循環使用率は国家一級基準を達成しており、処理された排水は国の電気メッキ汚染物排出基準(GB 21900-2008)を満たしている。

同園区に進出済みの企業数は2,000社を超えるが、外資企業は多くなく、日系企業は1社のみとなっている。同社によると、従業員の8割は市外の出身者であるものの、離職率は低く、ワーカーの募集も比較的容易だという。治安も良く、進出に当たっての当局のサポート体制も整っていたようだ。一方、珠江デルタから距離があるため、取引先と地理的に離れてしまうことや、広東省出身の幹部従業員が移転にあたり離職してしまうリスク

¹ 中水とは上水として生活用水に使った水を、下水道に流す前に再生処理をしてトイレ用水や散水、冷却・冷房用水、消防用水、清掃用水など雑用水として再利用する水のこと。

クのほか、日本語人材が少ないことなどを課題として挙げた。

まとめ

環境保護を念頭に置いた当局の政策・方針を受け、ローエンド製造業や、汚染リスクが高く、エネルギー消費が多い企業を中心には、広東省では郊外の「東西北エリア」への移転を余儀なくされるケースが増えている。とはいっても、工場の移転には相応の期間やコストが必要であるほか、移転後も長く経営を続けることができる候補地を探すことは簡単ではない。本稿では、移転候補地の選択肢として、江西省九江市の国家级開発区とめっき専用園区を紹介したが、規制強化等により近い将来、移転を迫られる可能性も念頭に置き、速やかな対応を実現できるよう、自社のニーズに適応した候補先の情報収集を心がけられたい。

【図表3】めっき専用園区



(出所)万利通(九江)電鍍集控園区ホームページ



【India】インドビジネス最新情報 第30回 外国直接投資の概況および 報告制度の変更点

野口 覚司 SCS Global / Corporate Catalyst (India)

1. はじめに

各国の企業によるインドへの直接投資は年々増加傾向にあり、日本においてもインドへの累積投資額は2018年3月末時点での272億8,600万米ドル(以下、ドル)にまで達しています。インド政府は外国直接投資(以下、FDI)の規制緩和を続ける一方で、一定の報告義務が存在し、制度の変更や改正等も頻繁に行われているため、日本企業を含め、外国企業がインドへ投資する際には留意が必要です。今回は、直近のFDIの状況、外国企業投資の報告制度の変更を含めた留意点について解説します。

2. FDIの状況

直近3年間のFDIの状況について、表1は国別、次頁表2は産業別の投資額の推移となっています。国別に見ると、日本の2000年から18年3月までの累計投資額は上述の通り、272億8,600万ドルと、モーリシャス、シンガポールに次いで第3位に位置し、インドのFDI全体に占める割合は約7%となっています。日本の16-17年の投資額は他の年に比べ大きくなっていますが、これはNTTドコモのインドへの巨額投資(09年~11年)が、周波数不正割当問題の調査の関係で、16年の統計へ計上されたことが影響しています。

【表1】主要投資国シェア

(金額:100万ドル)

順位	国	2015-2016 (4月-3月)	2016-2017 (4月-3月)	2017-2018 (4月-3月)	累計金額 2000年4月~18年3月	FDI全体に 占める割当
1	モーリシャス	8,355	15,728	15,941	127,578	34.0%
2	シンガポール	13,692	8,711	12,180	66,771	18.0%
3	日本	2,614	4,709	1,610	27,286	7.0%
4	英国	898	1,483	847	25,438	7.0%
5	オランダ	2,643	3,367	2,800	23,482	6.0%
6	米国	4,192	2,379	2,095	22,417	6.0%
7	ドイツ	986	1,069	1,146	10,845	3.0%
8	キプロス	508	604	417	9,573	3.0%
9	フランス	598	614	511	6,237	2.0%
10	アラブ首長国連邦	985	675	1,050	5,754	2.0%
小計		35,471	39,339	38,597	325,381	86.3%
全世界合計		40,001	43,478	44,857	376,848	

(資料)Department of Industrial Policy & Promotion(DIPP)公表データ

【表2】業種別 FDI シェア

(金額: 100 万ドル)

順位	業種	2015–2016 (4月–3月)	2016–2017 (4月–3月)	2017–2018 (4月–3月)	累計金額 2000年4月～18年3月	FDI 全体に 占める割当
1	サービス	6,889	8,684	6,709	66,185	18.00%
2	コンピューター・ソフトウェアおよびハードウェア	5,904	3,652	6,153	30,823	8.00%
3	情報通信	1,324	5,564	6,212	30,158	8.00%
4	建設開発 (街、住宅、インフラ)	113	105	540	24,833	7.00%
5	自動車産業	2,527	1,609	2,090	18,763	5.00%
6	販売業(Trading)	3,845	2,338	4,348	18,559	5.00%
7	医薬品	754	857	1,010	15,717	4.00%
8	化学品	1,470	1,393	1,308	14,601	4.00%
9	電力	869	1,113	1,621	13,210	4.00%
10	建設業(インフラ)	4,511	1,861	2,730	12,547	3.00%
小計		28,206	27,176	32,721	245,396	66.00%

(資料)DIPP 公表データ

モーリシャスおよびシンガポールは、キャピタルゲイン課税の優遇等、一定の税制優遇があったことで増資額が拡大傾向にありました。しかし、租税回避の横行を理由にインド税務当局は改正を行い、17年4月1日以降は株式等からの短期キャピタルゲインに対しては移行期間を過ぎると国内と同等の税率(15%)が課されることになりました。当該改正は、シンガポール経由での日本企業のFDIに影響が出ると考えられます。

産業別にみると、18年3月末時点で、サービス業、コンピューター・ソフトウェアおよびハードウェア関連、情報通信業が上位3業種となっています。上位10業種の中では、販売業(Trading)が17年3月に比べ約85%増、コンピューター・ソフトウェアおよびハードウェアは約68%増と大幅に増加しています。

3. FDIにおける留意点

FDIは、株式会社への出資・新設、および有

限責任事業組合(以下、LLP)への出資による方法があります。今回は一般的に多い、株式会社への出資に関して説明します。まず、株式会社への出資・新設は FDI 規制のもと、次頁表3の方法により実施することが可能です。

表3のうち、株式会社への出資方法としては、(1)新株の発行、および(2)既存株式の買収が特に多く用いられています。今回は、(1)新株発行および株式移転時のプロセス、および(2)既存株式買収時の価格規制について説明します。

まず、(1)新株の発行および株式移転にあたっての報告プロセスですが、新規企業設立の認可後、あるいは既存株式会社の新株発行にかかる契約後、①インド準備銀行(RBI)へ着金の報告、②RBI へ外国資産と負債に関する年次報告、③取引銀行へ株式発行の報告、株式移転時には④取引銀行へ株式移転に関わる外国直接投資の報告が必要となります。各報告の留意点は以下の通りです。

【表3】投資方法および概要

内容	概要
(1) 対象会社による新株の発行	インド非居住者に対し株式および転換社債を発行すること
(2) 外国投資家による既存株式の買収	インド企業の株式取得、または当該企業の非居住者株主からの株式取得
(3) 権利の割当	新会社法や2009年SEBI*規制の一定の条件を遵守した上で、インド非居住者がインド企業の株式を取得する権利を得ること
(4) 特別株式の発行	権利の割当と同様に、インド非居住者が特別配当を受けることができる株式等を取得すること
(5) 合併スキームのもとでの株式取得	非居住者の株式保有比率が産業別の規制上限を超えない等の条件を満たし、裁判所の承認を得た上で、対象となる企業の株式を取得する(合併企業化すること)
(6) 従業員へのストックオプションの付与	会社から従業員に対して労働の対価の一部として、ストックオプションを付与すること

*インド証券取引委員会

(資料)FDIポリシー、会社法等を基に作成

①非居住者から送金を受け取った日から、30日以内にKYCリポート、送金に関する証明資料、および送金に関する詳細な情報を当局より承認された特定の銀行を通じて、RBIの管轄事務所に提出する必要があります。その際、管轄事務所から受理番号(Unique Identification Number)が割り振られます。

②外国投資を受けているインド企業は毎年7月15日までに所管のRBI統計情報管理局に対して外国資産と負債に関する年次報告を行う必要があります。

③株式発行後、当局より承認された取引銀行に対して株式発行日から30日以内にFC-GPR(非居住者への株式発行時の提出書類)と、会社秘書役によって証明された送金に関する書類、および会計士により証明された株式価格に関する証明書類を提出する必要があります。

④居住者と非居住者間の株式移転では、対価を受け取った日から60日以内にFC-TRS(非居住者への株式移転時の提出書類)を当局によって承

認された特定の銀行に対して提出します。なお株式は外国送金、あるいはインドルピー建てまたは外国通貨建てのインド国内口座あるいは非居住者の投資家向けエスクローコーナー等へ入金から180日以内に発行する必要があり、もし180日以内に株式が発行されなかった場合、対価として受け取った金額は即座に返金しなければなりません。

続いて、(2)既存株式の買収時の価格決定について、非居住者が居住者から既存株式を取得または移転される場合の株式価格は、一定の規制に従い、発行前に決定する必要があります。具体的には、以下の通りです。

＜上場株式の場合＞

インド証券取引委員会(SEBI)の規制に基づく株式の優先割当の価格を下回らない、合意された価格である必要があります。SEBI規制下での価格は、インド勅許会計士またはSEBIに登録された銀行による証明が必要となります。

＜非上場株式の場合＞

国際的に認められた計算方法により独立企業

間価格に基づく評価方法で、インドの勅許会計士または SEBI に登録された銀行により算出された公正価格を下回らない合意された価格である必要があります。国際的に認められた計算方法とは、例えば DCF(Discounted Cash Flow)法が挙げられます。この算定された価格の証明については RBI に提出が必要となります。また非居住者から居住者への既存株式の移転時の価格は、上述の居住者から非居住者への移転に際して決定される最低価格を上回ることができません。

5. 直近の改正事項(Single master form)

最後に、外国企業投資に関する制度での変更点について解説します。18 年6月7日、RBI への各種報告フォームについて、Single Master Form に統一する通達がなされています。対象となるのは下記の9つの書式となります。

【対象の報告書式】

- ✓ Form FC—GPR(非居住者への株式発行時の提出書類)
- ✓ Form FC—TRS(非居住者への株移転時の提出書類)
- ✓ Form LLP—I(FDI規制の基での LLP 出資時の提出書類)
- ✓ Form LLP—I(LLP での利益分配や資本移転時の提出書類)
- ✓ Form ESOP(非居住者への ESOP やスウェットエクイティ発行時の提出書類)
- ✓ Form CN(転換社債の発行または移転時の提出書類)
- ✓ Form DRR(預託証券の発行または移転時の提出書類)

- ✓ Form DI(株式会社または LLP におけるダウンストリーム出資に係る報告書類)
- ✓ Form InVi(インド居住者でない者による、金融商品投資における報告書類)

なお、今回の変更で対象となる FDI は、株式投資および LLP への投資となっており、対外商業借入や支店への海外送金については、Single master form の対象から除かれています。

記載内容については、RBI の通達上の「Annex 2¹」で確認が可能です。主な記載内容としては、例えば、株式発行の場合は発行価格や発行日等、株式移転の場合は移転日や譲渡価格等情報が必要となります。

なお、Single master form の導入に先立って、RBIより Entity master form の提出が求められており、会社の基本情報の記載が必要です。当該申請を行わずに外国投資を受けた企業は、外国為替管理法²違反と見なされますのでご留意ください。



CORPORATE CATALYST
(INDIA) PVT LTD
(in Joint Venture with SCS Global)

野口 覚司(のぐち さとし)

公認会計士(日本)
SCS Global
Corporate Catalyst (India)
Senior Manager



慶應義塾大学経済学部卒。大手監査法人にて金商法監査および IPO 支援に従事後、2016 年 10 月より SCS グループに参画し、海外親会社からのリファーラル監査等の保証業務および税務・会計に関するアドバイザリー、決算早期化支援等のコンサルティング業務に従事。18 年 7 月より、ジャパンデスク統括として、CCI へ参画し、日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザリーサービスを提供している。

¹https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/content/pdfs/194NT070618_A2.pdf

² Foreign Exchange Management Act,1999



【Vietnam】

ベトナムにおける不正事例と その防止策

金岡 秀浩 KPMG ベトナム(ホーチミン)

1. はじめに

日系企業において、海外子会社における不正リスクの管理は、非常に重要な経営課題である。

ベトナムには日系企業が多く進出しているが、当地は日本に比べて不正が多い国である。ベトナム人は一見、真面目で勤務態度も良好であることから、赴任初年度は不正に対して油断してしまう現地経営者・駐在員も多い。何かの拍子に従業員による不正が発覚した場合、懲戒解雇にせざるをえないが、次に採用した担当者も同様の不正に手を染め、解雇が続いてしまうことがある。共謀が行われていれば、複数人が同時に会社を去ることになる。こういった事態が続き、業務が回らなくなつて初めて、不正を防止するための予防的内部統制がいかに重要か気づくことになる。

不正にはいくつかのカテゴリがあるが、今回は、読者の皆様の関心が高いと思われる「従業員不正」に絞って、主な発生原因、事例および防止策を記載する。

ベトナム人の労働環境と不正

1. 文化的背景

日本人と違い、会社に対する帰属意識が低く、一つの会社で長く働くことは少ない。条件の良い働き口が見つかるとすぐに転職する。すなわち、行った

不正が発覚して懲戒解雇になったとしても、本人のダメージは大きくない。

また、本来社会主義国家において国民の模範となるべき公務員による収賄が横行している。交通違反に対して公安が金銭を要求することや、税務調査官が指摘事項を取り下げるために賄賂を要求することは日常茶飯事である。そのため「みんなやっている」という意識が国民に蔓延しており、民間企業に勤める従業員さえも心理的に横領等を正当化しやすくなっている。

2. 所得水準

ベトナム全体の一人あたりGDPは2,306米ドルと日本の20分の1程度であり、ワーカーの賃金は、大都市ホーチミン市でも月額約238米ドルと少ない(2017年時点)。この所得水準の人々にとって、新しいバイクやスマートフォンは高価であるものの生活必需品であり、また子供の教育投資にも熱心な国民性もある。すなわちお金には常に困っているということになり、不正を行う動機が強い。

不正のトライアングルへの当てはめ

一般的に不正は、「機会」「動機」「正当化」の3つが揃ったときに起きるとされているが、上述のとおり、ベトナムではこのうち「動機」と「正当化」の2つが常に存在する。決してベトナム人に良心が無いという

ことではなく、そういう環境なのである。

よって現地経営者・駐在員は、不正を防止する内部統制を整備・運用し、不正の「機会」の最小化を目指すことになる。

よくある不正の手口と防止策

1. キックバック

購買担当者が、会社として購入する原材料、備品等を通常よりも高い価格で調達し、その見返りとしてサプライヤーから個人的に対価を受領する不正のこと。例えば、購買部長が新製品の製造に必要となる原材料の追加発注を、共謀しているサプライヤーに相場より高い価格で発注する。検品済みの納品書と請求書を経理部門に回し、支払処理をする。サプライヤーは入金確認後、購買部長にキックバックを支払う。キックバックの支払いが無くとも、サプライヤーが購買部長の親族の会社だったりする。キックバックは納品書や請求書などの一連の書類が揃うため、見破るのが困難な不正の手口の一つである。ベトナムで最もよくある不正であり、これを狙って購買部門へ配属を希望する者が非常に多い。(図表)

〈予防策〉

- 購買担当者を定期的にローテーションさせる
- 相見積もりを取得してサプライヤーを定期的に見直す
- サプライヤー選定に際して、必ず現地社長、駐在員が関与する

- サプライヤーの背景調査を行う
- 購買担当者のライフスタイルに変化がないか(給与に見合わない贅沢品を身に着けていないか)、注意を払う

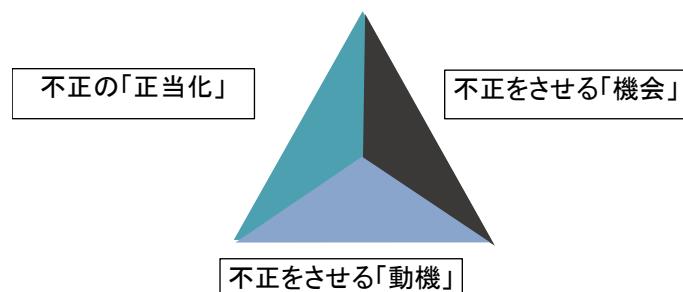
2. 原材料の横流し

会社で発注した原材料の一部について、自社で納品を受けず、他所へ横流しして代金を当該他所から受け取る不正のこと。例えば、発注担当者が特定のサプライヤーに発注した原材料の一部を、自社工場で納品を受けずに、担当者が個人的に関係する他業者に納品させる(横流し)。自社の在庫記録上は全量納品を受けた様に関連証憑を改ざんし、仕入業者に全量分の支払いを行う。発注担当者は発注業務以外に仕入検品、記録、実在庫管理、および実地棚卸業務を兼務していることが多い。

〈予防策〉

- 在庫回転期間、歩留まりの分析を行う
- 発注者、検品者、在庫管理者、支払者の間で適切な職務分掌を行う
- 発注担当者を定期的にローテーションさせる

【図表】



3. 幽霊社員への給与支払

退職者の人事データを削除せず、給与を着服すること。例えば、人事担当者が、退職した従業員の退職手続きを実施していないのにも関わらず実施したと上司に報告し、報告後、削除しなかった当該退職済従業員の人事データの給与振込み口座を自分の口座に変更する。人事担当者は採用・退職業務以外に、勤怠管理・人事データ管理業務を兼務していることが多い。

〈予防策〉

- 給与支払額について、過年度との比較分析を行う
- 社員が実在しているかどうか、定期的に各部門管理者に確認する
- 給与システムへのアクセス制限を行う
- 給与計算担当者を定期的にローテーションさせる

上記のような個別対策に加えて、内部通報制度の整備や、社風として不正撲滅を浸透させることも有効である。ベトナムの文化がどうであれ、自社ではキックバックや横流しは悪であることを徹底して従業員に教育し、定期的なトレーニングを行う。この他、具体的な不正手口とそれに対する罰則を就業規則に記載しておく等も有効である。ベトナム人は真面目なので、就業規則に明文化するとこれを遵守する従業員が増え、内部通報も機能し始めることがある。

まとめ

不正を防止および発見する内部統制を整備・運用することは、現地経営者の責任であり、国際的に事

業を開拓する日系企業にとって非常に重要である。ベトナムにおいて不正を防止するためには、現地社長および駐在員が、ベトナムを理解し、従業員の置かれた状況を理解し、不正に対する関心を持ち、安易に信頼しすぎないことが求められる。

金岡 秀浩

(かなおか ひでひろ)

公認会計士
KPMG ベトナム
ホーチミン事務所



ITシステムエンジニアを経て、2006年にあづさ監査法人大阪事務所入所。国内上場企業、SEC上場企業および外資系日本企業の会計監査、財務デューデリジェンス等に従事。14年7月よりKPMGホーチミン事務所に赴任し、現地日系企業に対する会計、税務、投資および法務等のアドバイスを提供している。



【Malaysia】

SST(売上税、サービス税)の概要

青木 貴宣 FAIR CONSULTING MALAYSIA SDN. BHD.

1. はじめに

2018年5月10日にマレーシアの政権が交代し、マハティール現首相が選挙公約で掲げていたGST(Goods and Services Tax)撤廃の方針に従い、18年6月1日からすべての取引に係るGSTの標準税率が6%から0%に引き下げられることとなりました。政府歳入の約2割を占めるGSTに替わる税制として、18年9月1日からSST(Sales and Service Tax)が導入される予定となっています。

SSTは、売上税とサービス税の2つから構成されます。本稿では、税制の概要や登録、申告手続きについて解説いたします¹⁾。

2. 売上税の概要

(1) 売上税とは

売上税は、①国内で製造され、かつ販売、消費または処分された商品、②国内に輸入された商品を対象に課税されます。

①の「製造」の定義は以下のとおりです。

- ✓ 石油:石油の分離、抽出、改質、精製、調合などの行程
- ✓ 石油以外:原材料を用いて、手作業または機械により、サイズや形状、組成、性質、品質等を変化させ、新しい製品を作り出すこと。機械の部品やその他商品の組み立ても含まれる。工場などにおける機械装置や設備の据付は含まれない

(2) 課税対象となる取引

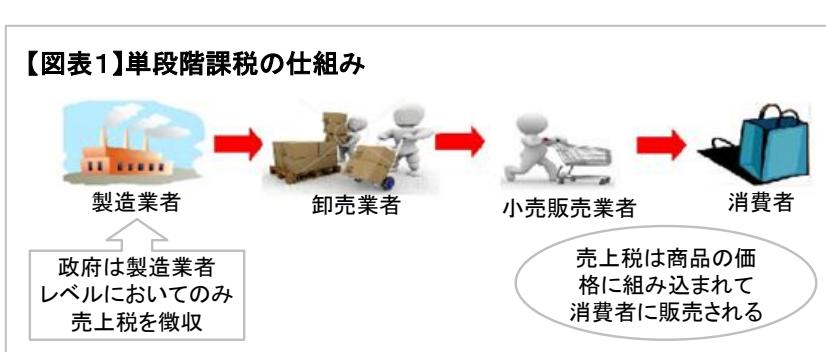
売上税の課税対象は、売上税の対象外となる品目リストに掲載されていないすべての商品です。売上税は流通の一部に対してのみ課税される仕組み(一段階課税)となっており、仕入税額控除の適用を受けられないのが特徴です。なお、GSTは多段階課税の方法により消費者が税金を負担する仕組みです(図表1)。

(3) 課税対象とならない取引

① 課税対象外の商品と事業者

売上税の対象外の品目リストに記載されている商品(動物、未加工食品、野菜、薬品、機械、化学品など)および対象外に指定されている以下の者に対しては、売

【図表1】単段階課税の仕組み



上税は課税されません。

(i) 行政(州・連邦)、地方自治体、インラン
ド・デポ(内陸保税蔵置場)、免税店

(ii) 売上税の対象外となる特定の商品を製
造する製造業者が、製造のために使用
する原材料、部品、包材など

(iii) 登録製造業者が、売上税の対象品を製
造するために使用する原材料、部品、包
材など

②売上税の登録免除

服飾(テーラー)、宝石、眼鏡、彫刻品などの製造
業者については、売上の規模に関わらず、売上税

の登録が免除されます。

③特定の地域への優遇措置(図表2)

(4)課税対象者(Taxable Person)

課税対象商品を製造する製造業者であり、かつ、
売上税の登録を行った者もしくは登録義務のある
者が課税対象者となります。

(5)課税のタイミング

製造業者については、課税対象商品を販売、処
分した時点または課税対象商品の製造において原
材料以外として初めて使用された時点で、課税され
ることになります。

【図表2】

(i) 指定地域(Designated Areas、以下 DA)

対象地域	ラブアン、ランカウイ、ティオマン
DA における製造活動	石油を除き、売上税は適用されない。 以下の特定商品を除き、売上税は適用されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ラブアン: 石油 ・ ランカウイ: 大理石、石油、アンチョビ ・ ティオマン: 石油、自動車
DA への輸入	
商品の移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主関税地域(Principle Customs Area: 以下 PCA)から DA: 輸出と見なし、売上 税は適用されない ・ DA から PCA: 輸入と見なし、売上税を適用 ・ DA 内での移動: 売上税は適用されない

(ii) 特別地域(Special Areas: 以下 SA)

対象地域・場所	フリーゾーン(Free zone)、ライセンス倉庫(Licensed warehouse)、ライセンス製造倉 庫(Licensed manufacturing warehouse)、共同開発地域(Joint Development Area)
SA における製造活動	売上税法は適用されない
SA への輸入	特別地域規則に定められたフリーゾーンにおける商品を除き、基本的に売上税は 適用されない
商品の移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCA から SA: 輸出と見なし、売上税は適用されない ・ SA から PCA: 輸入と見なし、売上税を適用 ・ SA 内での移動: 売上税は適用されない ・ SA と DA 間での移動: 売上税は適用されない

(6) 税率

売上税法における基本税率は 10%または5%となります。

3. サービス税の概要

(1) サービス税とは

サービス税は、以下のすべてに該当するサービス提供を行った場合に課税される税金です。

① 課税対象サービスの提供

② 事業において提供されたもの

③ 課税対象者によって提供されたもの

(4) マレーシア国内で提供されたもの

なお、サービスの輸出入に対してはサービス税は課税されません。サービス税は流通の一部に対してのみ課税される仕組み(単段階課税)となっており、仕入税額控除の適用を受けられないのが特徴です。

(2) 課税対象となる取引

図表3のようなサービスが課税対象となります。

(3) 課税対象とならない取引

特定の地域への優遇措置は次頁図表4のとおりです。

【図表3】

・ ホテル業(注 1)	・ マネジメントサービス(注 7)
・ 保険業、タカフル(注 2)	・ コンサルティング(注 8)
・ 飲食業(注 3)、ケータリング業、フードコート運営業	・ 人材紹介(注 9)
・ 電気供給(注 4)	・ 警備
・ 会員制施設、クラブ(注 5)	・ パーキング
・ 賭博(注 6)	・ 自動車サービス、修理
・ 通信サービス、ペイ TV	・ クーリエ
・ 通関サービス	・ レンタカー等
・ 法律関連サービス(注 7)	・ 広告(注 10)
・ 会計関連サービス(注 7)	・ 国内航空便
・ 調査、鑑定、評価関連サービス(注 7)	・ クレジットカード、チャージカード
・ 建築関連サービス(注 7)	・ IT サービス(注 11)
・ エンジニアリング関連サービス(注 7)	

(注1) ロッジ、サービスアパート、民泊、イン、その他に類する施設における宿泊を含む。

(注2) 損害保険が対象。医療保険、医療タカフル(イスラム保険)、マレーシア国外のリスクを補償する一定の保険は含まない。

(注3) レストラン、バー、軽食堂、食堂、カフェ、その他の飲食物を提供する場所を含む。

(注4) 国内消費者向けの 28 日間の消費量が 600kWh を超える電力供給サービスが対象となる。

(注5) ナイトクラブ、プライベートクラブ、ゴルフクラブ、ゴルフ練習場を含む。

(注6) カジノ、ギャンブル、くじ、宝くじ、ゲーム機、ロト、その他の賭博事業を含む。

(注7) マレーシア国外の商品、土地に関するサービスなどは含まない。

(注8) 研究開発会社は含まない。また、マレーシア国外の商品、土地に関するサービスなど、プライベートクリニックなどによる医療、外科治療関連のコンサルティングは対象外。

(注9) マレーシア国外での雇用は含まない。

(注10) マレーシア国外向けの広告は含まない。

(注11) IT サービスの提供に関する商品販売や、マレーシア国外の商品、土地に関するサービスなどは含まない。

(4)課税対象者(Taxable Person)

マレーシア国内で事業において課税対象サービスを提供する者であり、かつ、サービス税の登録を行った者もしくは登録義務のある者が課税対象者です。

(5)課税のタイミング

課税対象者は、課税対象サービスの対価を收受した時点でサービス税が課税されます。なお、請求日から12カ月以内に対価を回収できない場合、12カ月を経過した時点でサービス税が課税されることになります。

(6)税率

基本税率は6%となります。

4. SST の登録、申告手続き**(1)登録**

12カ月間の課税売上が基準売上を超える場合、SSTの登録をする必要があります。登録期限は、以下のいずれか早い日の翌月末日までです。なお、基準売上は原則50万リンギット、例外的に飲食業は150万リンギットとされており、クレジットカードやチャージカードのサービス提供者には基準売上の設定はありません。

- ① 売上計上月およびその月の前11カ月(計12カ月)の課税売上の実績値が基準売上を超える場合における売上計上月の末日
- ② 売上計上月およびその月の翌11カ月(計12カ月)の課税売上の予想値が基準売上を超えると考えられる合理的な根拠がある場合

【図表4】**(i) 指定地域(DA)**

対象地域 DA内、またはDA間で提供されるサービス	ラブアン、ランカウイ、ティオマン 大臣により規定された例外を除いて、サービス税は適用されない。
地域をまたいで提供されるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主関税地域(Principle Customs Area: PCA)からDA:大臣により規定された例外を除いて、サービス税が適用される。 ・ DAからPCA:サービス税を適用

(ii) 特別地域(Special Areas: 以下SA)

対象地域 SA内、またはSA間で提供されるサービス	フリーゾーン(Free zone: FZ)、ライセンス倉庫(Licensed warehouse)、ライセンス製造倉庫(Licensed manufacturing warehouse: LMW)、共同開発地域(Joint Development Area: JDA) 大臣により規定された例外を除いて、サービス税は適用されない。
地域をまたいで提供されるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主関税地域(PCA)からSA:大臣により規定された例外を除いて、サービス税が適用される。 ・ SAからPCA:サービス税が適用される。 ・ SAからDA、DAからSA:サービス税は適用されない。 ・ PCA(SAを除く)からFZ、LMW:サービス税が適用される。 ・ PCA(SAを除く)からJDA:サービス税は適用されない。

における売上計上月の末日

基準売上以下の場合でも、SST の対象となる商品製造、サービス提供を行っている者は、任意の登録が可能です。また、支店に関しては売上税の登録はできませんが、サービス税の登録は認められています。

なお、GST の登録事業者については原則 SST の対象者と見なされ、自動的に登録手続きがなされた後、登録完了レターが送付されます。登録通知は税関に登録された個人/法人のメールアドレスに 18 年 8 月 1 日以降送信されます。

(2) 不良債権(Bad debt)に対する SST

課税対象者または課税対象者であった者は、不良債権にかかる SST について、SST の支払日から 6 年以内に還付申告を行うことが可能です。ただし、不良債権が回収できた場合には、当該金額にかかる SST を関税局長官に納付しなければなりません。

(3) 課税期間と支払期日に関するルール

課税期間は原則 2 カ月ごとで、課税対象者は各課税期間の翌月末までに、SST の申告および納税を行う必要があります。

(4) 申告、納付のペナルティー

申告遅延には 5 万 リンギット以下の罰金または 3 年以下の懲役もしくはその両方が科されます。また、納税遅延には以下の罰金が科されます。

遅延期間	納税額に対する罰金額
最初の 30 日目まで	10%
31 日～60 日目まで	追加で 15% (計 25%)
61 日～90 日目まで	追加で 15% (計 40%)

(5) インボイスの発行

課税対象者は、所定の項目を記載したマレー語または英語のインボイスを発行する必要があります。インボイスは紙面、電子文書のいずれも可能です。

(6) クレジットノート(Credit Note)とデビットノート(Debit Note)

クレジットノート、デビットノートについては、SST の申告の際に調整が必要となります。

(7) 書類の保管期間

SST に関する記録書類は、7 年間の保管が義務付けられます。記録書類には、インボイス、領収書、デビットノート、クレジットノート、輸出入関連書類(売上税のみ)、その他関税局長官が定める書類を含みます。なお、関税局長官の許可がない限り、マレーシア国内で保管することとされています。



FAIRCONSULTING GROUP

青木 貴宣
(あおき たかのり)
Fair Consulting Malaysia
フェアコンサルティング マレーシア

中堅会計事務所にてオーナー企業や中小企業の経理業務全般に従事。その後、EY 税理士法人にて主に上場企業と外資系企業の税務申告業務や税務アドバイザリー業務に従事し、国内・国際税務、組織再編税制、連結納税などの幅広い分野での税務業務を担当。現職では日系企業が海外進出する際の様々な問題を解決するためのコンサルティング業務を提供している。



【China】

企業所得税損金算入証憑に関する 最新政策

陳 静 Denchi コンサルティング

1. はじめに

2008 年の『企業所得税法』および実施条例の公布により、企業所得税にかかる損金算入の範囲および基準が明確にされた。ただし、企業所得税損金算入の際の証憑については明確に規定されていなかったため、実務上は発票管理弁法または収支管理方法の規定に従い執行する場合が多い。そこで国家税务总局は今般、企業所得税の損金算入に関する証憑管理を強化し、また、収支および法律の執行を規範化するために、『企業所得税損金算入証憑管理弁法』(国家税务总局公告 2018 年 28 号、以下「28号公告」)を制定し、18年7月1日より施行した。

2. 重要規定

(一) 適用範囲

28 号公告の規定を適用する納税者は、居住者企業と非居住者企業を指す。このため、非居住者企業であっても、当該損金算入証憑の規定に従わなければならない。

(二) 損金算入証憑の種類

損金算入証憑は出所によって、内部証憑と外部証憑に分けられる。

内部証憑とは企業が自社で作成した、原価、費用、損失および他の支出の精算に用いられる会計

の証憑原本である。例えば、企業が従業員に対して給与を支給する場合、給与計算明細表および銀行振込記録等の資料は内部証憑となる。

一方、外部証憑とは経営活動およびその他事項が発生した際に企業が当該支出の発生を証明するために、取引先企業や個人から取得する証憑であり、発票(ペーパー発票と電子発票を含む)、財政証憑、納税証憑、入金証憑と分割証明書などが含まれる。

これまで実務上、外部証憑について、税務局は公的機関の発行する增值税発票しか認めない傾向があったが、28 号公告により、入金証憑と分割証明書も外部証憑として認められるようになった。

(三) 国外企業から調達する場合の損金算入証憑

28 号公告第十一條では、企業は国外からの貨物あるいは役務の購入により発生した支出に関し、相手側の発行する発票あるいは発票の性質を有する入金伝票、関連税金納付証明書を損金算入証憑とすると規定した。

例えば、中国の企業が香港の物流企業からサービスを受ける場合、香港企業が発行したインボイスを損金算入証憑にすることができる。ただし、その場合、損金算入証憑の真実性を証明できるように、香港企業の物流サービスに関する契約協議書、支

出根拠、支払証憑などの関連資料を保存したほうがよいだろう。

(四) 損金算入証憑の取得時間

28号公告では、企業は企業所得税法に規定された企業所得税確定申告期限までに、損金算入証憑を取得しなければならないと規定している。

もし企業所得税確定申告期限終了までに証憑を取得していない、あるいは取得した証憑が規定の条件に満たさない場合、企業は税務局から告知された日から60日以内に規定に合致する発票・その他外部証憑を追加で提出しなければならない。

実務上、企業所得税の年度確定申告において、発票等の証憑がない、あるいは脱字等の発行ミスがある場合、税務機関が損金算入を認めない傾向がある。28号公告により、事後に発票または他の証憑を追加で準備できれば、損金算入できるようになった。

3. 政策のポイント

- ✓ 会社が取引先企業に支払った費用に関し、相手側が增值税納税者であれば、発票を取得しなければならない。相手側が增值税納税者でなければ、発票以外のその他外部証憑をもって損金算入できる。
- ✓ 会社が個人に支払った費用に関し、小額の項目（增值税の課税最低限度金額を超えない）であれば、発票ではなく入金証憑および内部証憑をもって損金算入できる。
- ✓ 第3者と支出を分担する場合、発票あるいは分割証明書をもって損金算入できる。

- ✓ リースにより発生した水道、電気、ガス、インターネット費用に関し、分担方式を採用する場合、リース会社側が提供する発票以外のその他外部証憑をもって損金算入できる。



陳 静 (Jane)

Denchi コンサルティング
マネジャー
中国公認税理士



深圳事務所の創業者メンバーであり、5年超の税務、ビジネス、税関等に関するコンサルティング経験を持つ。移転価格、企業再編、企業清算等の分野において、実務経験が豊富であり、多数のフォーチュン・グローバル500企業の中国子会社に対してサービスを提供した経験がある。



【Hong Kong】

香港における 2018 年度税制改正の概要

小野 勇人 SCS Global Consulting (HK)

今回は、香港において 2018 年度から導入または導入予定となっている以下3点の税制改正に関して解説します。特に①②については中小零細企業・スタートアップ企業にとって減税効果の大きい税制改正となっています。

- ① 企業所得税率の2段階累進課税導入
- ② 研究開発費に対する所得控除拡大
- ③ 個人給与所得に対する所得控除拡大

企業所得税率の2段階累進課税導入

2017 年 12 月末に立法会(国会に相当)に提出され、企業所得税の2段階による累進課税導入を図る国内歳入法案(改正)(第7号)が3月 29 日に可決・成立しました。施行する国内歳入法(改正)(第3号)によって、香港において長年採用されていた一律 16.5% の税率から、累進課税方式で税率を2段階に分け、最初の 200 万香港ドル(以下、ドル)までの課税所得に対しては従来の税率の半分である

8.25% の優遇税率が適用されることになりました。200 万ドル以上の部分の課税所得に対しては従来通りの 16.5% の税率が適用されます(表1)。新税率は 2018/19 年度の確定申告から適用開始となります。

なお、当優遇税率の恩恵を中小零細企業やスタートアップ企業に集中させるため、2段階累進課税方式を採用できるのはグループ会社のうち1社のみに限定される点に注意が必要です。

香港政府は、2段階累進課税制度の導入により、58 億香港ドル(2016/17 年度の税収入の4%)の減税効果があると試算しています。

研究開発費に対する所得控除拡大

香港の国内歳入法では現在、研究開発費に対する支出や、研究開発のための工場や機械設備購入にかかる支出は、支出した事業年度において 100% 損金算入が認められています(IRO16B)。一方で金融業偏重の香港において、IT 技術の発展や

【表1】新旧企業所得税率の比較

課税所得	従来の税率	新税率
最初の 200 万香港ドル		8.25%
200 万香港ドル超	16.5%	16.5%

(出所)香港税務局

IT 業界のベンチャー企業の誘致を促進することを目的に、国内歳入法案(改正)(第3号)が4月 20 日に香港立法議会に提出されました。同法案は現在審議中ですが、可決された場合は、研究開発費

【表2】研究開発費に対する税制の比較

現行	研究開発費の支出や研究開発目的の工場・機械設備購入の支出は、支出が発生した事業年度において100%損金算入
改正案	研究開発費のうち、最初の200万ドルまで…支出額の300%を所得控除可能 200万ドル超…支出額の200%を所得控除可能

(出所)香港税務局

のうち200万ドルまでについては支出額の300%を課税所得から控除でき、200万ドル超の部分については支出額の200%を課税所得から控除できるようになります(表2)。当該改正については18年4月1日以降における研究開発費の支出に対して遡及適用され、研究開発費の金額に上限は設定されない見込みです。

香港政府は当税制改正によって、2022年までに香港内での研究開発費支出額を2倍、GDP比で1.5%にまで増加させることを目標としています。

なお、支出額の300%または200%の所得控除を受けられる研究開発費は、下記要件を充足する研究開発費(法案では「Type-B」と表現)である必要があります。当該要件を満たさない研究開発費(同「Type-A」)については、従来通り支出額の100%の所得控除が適用される解されます。

【研究開発費の所得税控除要件】

- 香港において活動がなされていること
- 新しい科学的、技術的知識や理解を調査、探求する活動であること

- 商業的に生産、使用される以前に、研究によって発見されたことを、製品や生産過程、サービスに応用すること
- 科学的、技術的な進歩に寄与しない活動ではないこと
- 上記の研究開発活動を行うための、自社従業員の人工費や消費財への支出であること、または研究開発機関に対する研究開発委託費用であること

個人給与所得に対する所得控除拡大

個人給与所得に対する所得控除拡大や税額控除の増額を図る国内歳入法案(改正)が3月9日に立法会に提出され、5月16日に可決・成立しました。本改正により、2018/19年度の確定申告から、所得控除・税額控除が増額となりました。また、累進課税も従来の4段階から5段階になりました。2017/18年度と2018/19年度における所得控除、所得税率、税額控除は次頁表3~5の通りとなります。香港政府は、当施策により255億香港ドルの減税効果があると試算しています。

【表3】個人所得控除の新旧比較

項目	2017/18 年度	2018/19 年度
基礎控除(独身)	\$132,000	\$132,000
基礎控除(既婚)	\$264,000	\$264,000
子供扶養控除(1人当たり)	\$100,000	\$120,000
付加子供扶養控除(出産年度のみ)	\$100,000	\$120,000
父母祖父母扶養控除(60 歳以上)(1 人当たり)	\$46,000	\$50,000
父母祖父母扶養控除(55 歳～60 歳)(1 人当たり)	\$23,000	\$25,000
単親控除	\$132,000	\$132,000
障害者控除	\$75,000	\$75,000
自己研鑽費用控除(上限額)	\$100,000	\$100,000
住宅ローン利息控除(上限額)	\$100,000	\$100,000
MPF 拠出(上限額)	\$18,000	\$18,000
寄附金控除(課税所得の 35%を上限)	35%	35%

【表4】個人所得税率の新旧比較

2017/18 年度	累進課税税率	2018/19 年度	累進課税税率
最初の\$45,000	2%	最初の\$50,000	2%
次の\$45,000	7%	次の\$50,000	6%
次の\$45,000	12%	次の\$50,000	10%
\$135,000 以上の所得	17%	次の\$50,000	14%
-	-	\$200,000 以上の所得	17%

【表5】個人所得税額控除の新旧比較

項目	2017/18 年度	2018/19 年度
税額控除率	75%	75%
税額控除上限額	\$20,000	\$30,000

(出所)香港税務局



慶應義塾大学商学部卒。2012 年 2 月に有限責任監査法人トーマツに入所。主に日系・外資系の情報通信業・製造業・製薬業の財務諸表監査・内部統制監査(米国会計基準、米国 PCAOB 監査基準)に5年半従事。2017 年 8 月からは SCS Global 香港において、現地日系企業に対する会計・税務・法務のコンサルティング業務に携わる。



【Hong Kong】

行方不明の少数株主が存在する 香港非上場会社の完全子会社化

金子 正紀 西村あさひ法律事務所

1. はじめに

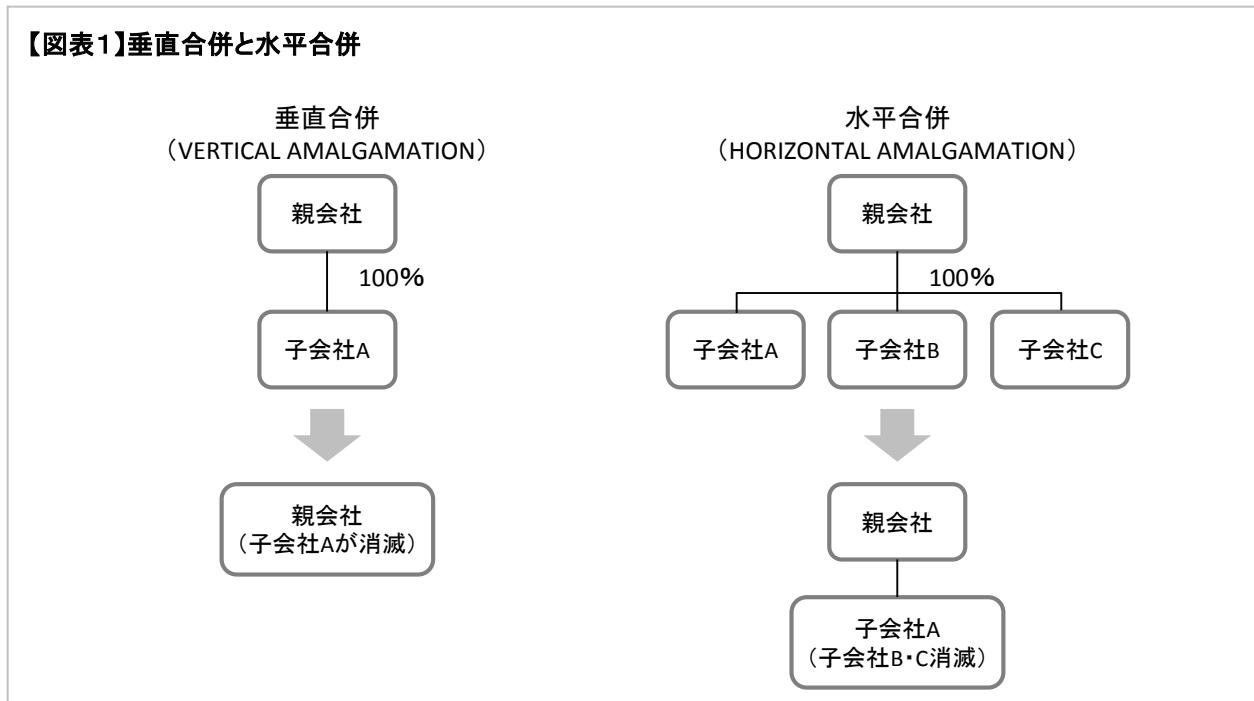
近年、激しいグローバル競争の中でスピード感をもった成長を遂げるべく、日本企業による国内外のM&Aが活発に行われている。M&Aの結果、例えば一つの外国内外に複数の海外子会社が存在することになり、円滑・効率的な事業遂行およびコスト削減等の観点から、合併等を用いたグループ内再編によって当該複数の海外子会社を1つにする必要が生じる場面もあるだろう。

香港では、会社間の合併は当事者である会社が

株式会社であることを前提とした、100%親子会社間の合併(垂直合併)、あるいは、兄弟会社同士(ただし、100%子会社間に限る)の合併(水平合併)しか認められていない¹(図表1)。

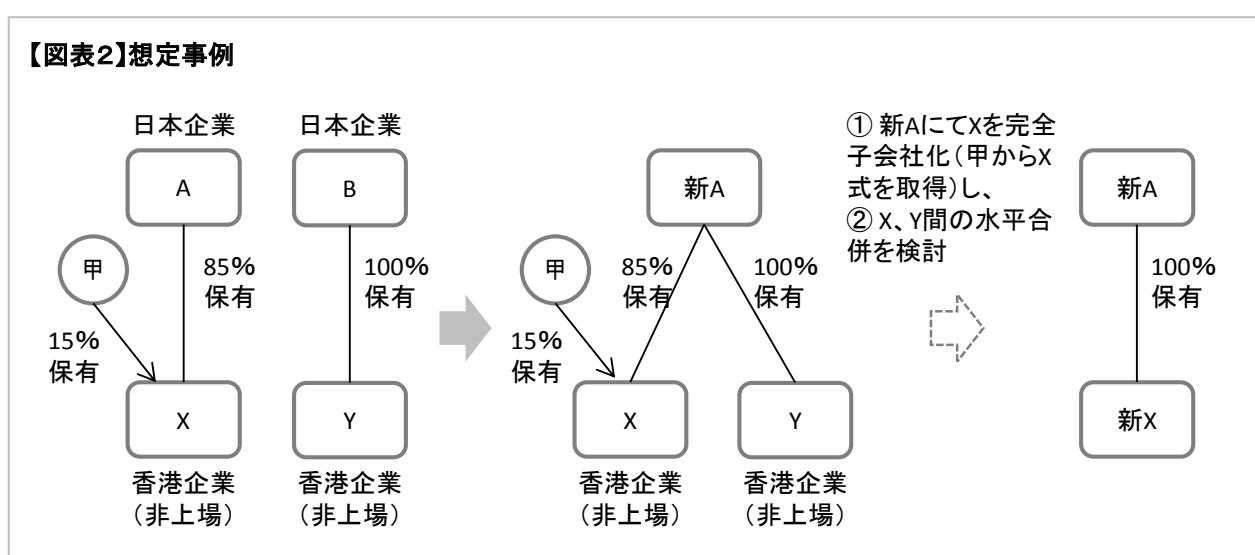
そのため、日本企業間のM&Aの結果、香港に複数の子会社が存在し、これらの子会社を水平合併によって1つにする場合には、当該子会社がいずれも日本企業の100%子会社に該当する必要がある。そして、当該子会社に少数株主が存在するために日本企業の100%子会社ではない場合、水平合併にあたって、まずは当該少数株主から当該

【図表1】垂直合併と水平合併



¹ Companies Ordinance (Cap. 622)(以下「会社条例」)680条、681条

【図表2】想定事例



子会社の株式を取得して完全子会社化しなければならない。ところが、当該少数株主が行方不明であるというような特殊な事情が存在する場合、更なる検討・対応が必要になる。

そこで、本稿では、以下の想定事例をもとに、行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社を完全子会社化するための方法を説明する。

【想定事例】

- 日本企業 A は、競合会社である日本企業 Bとの間で A を存続会社、B を消滅会社とする吸収合併を実施した(合併後の名称は「新 A」)。A および B はそれぞれ香港に子会社 X と子会社 Y(いずれも非上場会社)を有していたことから、当該合併の結果、香港に2つの子会社が存在することになったため、新 A は X を存続会社、Y を消滅会社とする水平合併を検討している。
- もっとも、X の株主には A(新 A) の他に、元取締役であった甲が存在している(X の株主割

合は新 A:85%、甲:15%)²。なお、B は Y の完全親会社であるため、Y には少数株主は存在しない。

- そこで、新 A は、水平合併を実施するために X の完全親会社となるべく、甲からその保有する X の全株式を取得することを希望しているが、甲は取締役を退任した12年前から、一切連絡が取れず(なお、X は甲に対して毎年株主名簿上登録されている甲の住所に株主総会の通知等は実施している)、行方不明の状態にある(図表2)。

2. 完全子会社化の方法

香港の会社条例上、想定事例の甲と同程度の

² 香港では、2004年2月に施行された会社条例改正 (Companies (Amendment) Ordinance 2003)によって、株式会社の株主は1名で足りるとされたが、それまでは、株式会社には2名以上の株主が必要とされていた。そのため、例えば、Companies (Amendment) Ordinance 2003の施行前に、日本企業が香港で株式会社を設立する場合には、当該香港での株式会社に就任する取締役または勤務する従業員に名目的に株式を保有させ、その者に株式の権利(議決権等)は会社の指図通りに行使する旨の信託宣誓書 (declaration of trust)等の書面を当該日本企業に差し入れをさせる(当該香港の株式会社の名目株主にさせる)という運用がなされていた。もっとも、本文記載の想定事例では、甲は X の名目株主ではないということを前提としている。

比率の株式を保有している行方不明の少数株主（以下「行方不明株主」）から株式を取得したうえで、香港の非上場の株式会社（以下「対象会社」）を完全子会社化する方法としては、一般的に以下の2つが考えられる³。

① スキームオブアレンジメント

既に対象会社の株式を一部保有する株主が、他の株主（＝少数株主）から対象会社の協力の下で、他の株主が保有する全株式を取得するというものである。もっとも、当該方法による場合、対象会社の株主総会の特別決議（75%以上の賛成が必要）に加えて、裁判所の認可も必要になり⁴、裁判所から認可がされないリスクもある。

② 定款変更スキーム

香港の会社条例上、一定の要件を充足した場合には、対象会社が行方不明株主に代わって、当該行方不明株主が保有する株式を第三者に譲渡する旨の規定を定款で設けることは可能と考えられる^{5 6}。このため、定款変更を実施したうえで（対象会社の株主総会の特別決議が必要⁷）、裁判所の関与なくして対象会社が指名する者（＝想定事例では新A）に行方不明株主が保有する株式の譲渡を行うというものである。

スキームオブアレンジメントの場合には、裁判所から認可されないリスクが存在することに加え、定款変更スキームと比較してより多くの時間とかなりの費用も要することから、実務的には定款変更スキームの方が適した方法と思われる。

そのため、以下では定款変更スキームについての詳細を説明する。

3. 定款変更スキーム

（1）定款変更スキームの内容

定款変更スキームは、上記のとおり、①定款変更、②変更後の定款に基づく株式譲渡の2つで構成され、内容は以下のとおりである。

① 定款変更

定款変更スキームを実施するためには、対象会社の定款に、例えば次頁図表3のような規定を設けることが考えられる。なお、図表3の定款規定は筆者が関与した案件に基づく参考例であり、適切性を保証するものではなく、実際の取引においては個々の事案や担当弁護士の見解を踏まえた手続きを行う必要がある点に留意いただきたい。

図表3の規定は、行方不明株主の存在により対象会社における組織再編等の一定の目的の遂行が阻害されているために、行方不明株主の関与なくしてその保有する株式を譲渡する必要性が生じたことを前提に、行方不明株主が長期間株主総会に出席しておらず株主の権利を長期間行使していない場合には当該権利は保護に値しないとの考え方、および行方不明株主に対して当該株式譲渡について異議申述の機会を与えることによって一定の手続保障を図っているのであれば、行方不明株

³ 既に対象会社の90%以上の株式を保有する株主が、少数株主に対し、当該少数株主が保有する株式の取得を希望する旨の通知をすることで、少数株主の保有する株式を取得する方法も存在する（会社条例693条1項）。

⁴ 会社条例674条

⁵ 香港の会社条例上、かかる規定の設置禁止は明示されておらず、またこれを禁止する判例も見当たらないことが理由である。

⁶ 対象会社が行方不明株主の株式を取得（自己株式取得）する旨の規定を設けることも可能である。

⁷ 会社条例88条、564条1項

【図表3】定款規定参考例

- (1) 会社は、以下のすべての事項に該当する場合には、行方不明とされている会社の株主、会社の株主の死亡によって会社の株式を相続で承継した者または会社の株主の破産を原因として会社の株式を承継した者(以下、個別にまたは総称して「行方不明株主等」)に代わって、行方不明株主等の保有する株式を第三者に譲渡することができる(以下「本株式譲渡」)。なお、本株式譲渡の条件(譲渡価格を含むがこれに限らない。)や時期については、取締役会において、本株式譲渡に際して適当と判断する外部機関からの意見を踏まえて、合理的かつ実効性のある内容となるよう遅滞なく決定する。
- ① 行方不明株主等が、[X]年以上、会社の株主総会に出席しておらず、また会社との間で連絡が取れていないこと
 - ② 会社は、[X]年経過以降、行方不明株主等の判明している最後の住所に、行方不明株主等の最新の連絡先を求める書面による通知をし、[Y]日以内に、行方不明株主等から書面での回答を受領していないこと
 - ③ 上記②の通知をした後、会社において、(i)官報、(ii)香港内で広く発行されている新聞(英語・中国語版の両方)、および(iii)行方不明株主等の判明している最後の住所の地域内に発行されている新聞への掲載によって、本条に基づき、本株式譲渡を実施する旨の公告を実施していること
 - ④ 上記③の公告をした後の[Z]カ月以内に、行方不明株主等の存在または所在についての書面による回答を受領していないこと
- (2) 会社は、前項に基づき、本株式譲渡をするにあたって、譲渡先として、適当な者を指名するとともに、本株式譲渡の譲渡人として本株式譲渡に必要な書面を締結することができ、当該書面の締結は行方不明株主等が行ったものとみなされる。また、本株式譲渡の売却代金は会社に帰属し、会社が行方不明株主等に対して当該代金相当額を債務として負う(ただし、当該債務について利息は発生しない。)。なお、本株式譲渡後に、行方不明株主等の死亡、破産またはその他の法的もしくは行為無能力事由が判明したとしても、本株式譲渡の効力が妨げられるものではない。

主の関与なくして、その保有する株式を譲渡することを正当化できるという考えに基づくものである。

そして、図表3の規定では、株式譲渡の対象となる行方不明株主の行方不明期間について X 年、回答の待機期間を Y 日、公告後の行方不明株主の存在または所在についての書面による回答の待機期

間を Z カ月としているが、これらの期間は特に法定されているものではなく、上記趣旨を踏まえつつ、個別の事案・性質に応じて設定することになる。

一般論としては、これら X～Z の期間については、長ければ長いほど後記(2)記載のリスクを低減させることができるが、実務上は、X については行方

不明となっている期間を設定することになると思われ(もっとも、数年間程度では後記(2)の申し立てが認められるリスクは高まるようと思われる)、また、Yについては30日、Zについては3カ月とすることで足りるよう思われる。そのため、想定事例では、新設する規定のX年は12年間、Y日は30日、Zカ月は3カ月と設定することになろう。

②変更後の定款に基づく株式譲渡

図表3の規定に従って行方不明株主の関与なくし、対象会社が行方不明株主の保有する株式にかかる株式譲渡契約の締結主体となって、対象会社が指名する者との間で株式の譲渡を実施できる。そして、当該譲渡代金は、ひとまず対象会社に帰属し、対象会社が行方不明株主に対して代金相当額を債務として負うことになる。

当該債務は、通常の売買や貸付け等とは異なり、特殊な経緯に基づき発生したものであるため、利息は発生せず、また消滅時効の規定⁸は適用されないと考えられている。また株式の譲渡価格については、たとえば不当に安価で譲渡した場合等には、後日、行方不明株主またはその相続人から対象会社やその取締役に対して、後記(2)の補償命令の申立てがなされるリスクがあることから、実務上、独立した会計事務所による算定結果を踏まえた譲渡価格に設定することが通常とされている。

(2) 行方不明株主またはその相続人からなされる主張

株主またはその相続人等は、会社の業務が会社の株主の全部または一部の利益を不公正に侵害

する方法で執行されている等の場合には、裁判所に救済命令の申立てをすることができ⁹、裁判所は、当該申立てに理由があると判断した場合には、主に、以下を実施できる。

- (i) 会社に対する問題となっている行為の制限・中止命令¹⁰
- (ii) 会社等に対する上記株主に生じた損害への補償命令¹¹
- (iii) 会社に対する定款変更命令¹²

例えば、後日、行方不明株主またはその相続人が、裁判所に対して行方不明株主の株式譲渡に関する条項の削除命令(当該条項が新設される前の定款へ戻す旨の命令)(上記(iii))の申立てをし、裁判所において行方不明株主への手続保障が不十分である等として当該申立てが認められた場合には、株式譲渡の根拠となる上記条項が存在しなかつたものとされ、株式譲渡が無効と判断される可能性がある。もっとも、仮に当該株式譲渡が無効となつた場合でも、当然にその後の合併が無効になるものではなく、当該合併の有効性については基本的には裁判所の判断に委ねられる。

(3) 定款変更スキームの流れ・必要な期間

定款変更スキームを実施するためには、対象会社において以下の行為が必要になる。

- ① 行方不明株主への最新の連絡先を求める書面通知

⁹ 会社条例 724 条 1 項

¹⁰ 会社条例 725 条 2 項 (a)(i)(A)

¹¹ 会社条例 725 条 2 項 (b)

¹² 会社条例 725 条 2 項 (a)(iv)(D)、726 条

⁸ Cap. 347 Limitation Ordinance 4条 1 項

【図表4】定款変更スキーム実施の必要期間

行為	必要期間
行方不明株主への最新の連絡先を求める書面通知・通知後の回答の待機(本文①)	30日
株主総会をふまえた定款変更の完了(同②～④)	約1カ月
官報および新聞への公告の実施・公告後の回答の待機(同⑤)	3カ月
(すべての必要書類が揃ってから)株式譲渡の実施および印紙税納付等の必要手続きの完了(同⑥)	1～2週間程度

- ② 取締役会決議による株主総会招集の承認
 ③ 株主への株主総会に係る招集通知
 ④ 株主総会特別決議による定款変更の承認
 ⑤ 行方不明株主の株式を譲渡する旨の官報および新聞への公告
 ⑥ 対象会社とその指名した者との間での行方不明株主保有の株式譲渡の実施および印紙税納付等の必要手続きの完了

そして、上記の各行為に必要となる期間は、新設する定款で定める行方不明株主への通知後および公告後の回答の待機期間の定め方次第ではあるが、仮に、行方不明株主への通知後の回答の待機期間を30日、公告後の回答の待機期間を3カ月とした場合には、最短で、図表4のとおりになる。

上記①および②～④は同時並行で実施することができるため、上述の回答待機期間(30日)および公告後の回答待機期間(3カ月)を前提とした場合、定款変更スキームをすべて完了するのに必要な期間は、最短で約4カ月半になると思われる。

西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI

金子 正紀(かねこ まさのり)

西村あさひ法律事務所

東京事務所

弁護士



2010年弁護士登録。17年8月より香港の Okada Law Firm(西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所)へ約1年間出向し、現在は米国に留学中。日本国内および香港を中心とした M&A、JV および一般企業法務に多く携わる。



【Hong Kong】

外国子会社合算税制に関する Q&A の 解説と在香港日系企業への影響

山口 和貴 Fair Consulting Hong Kong

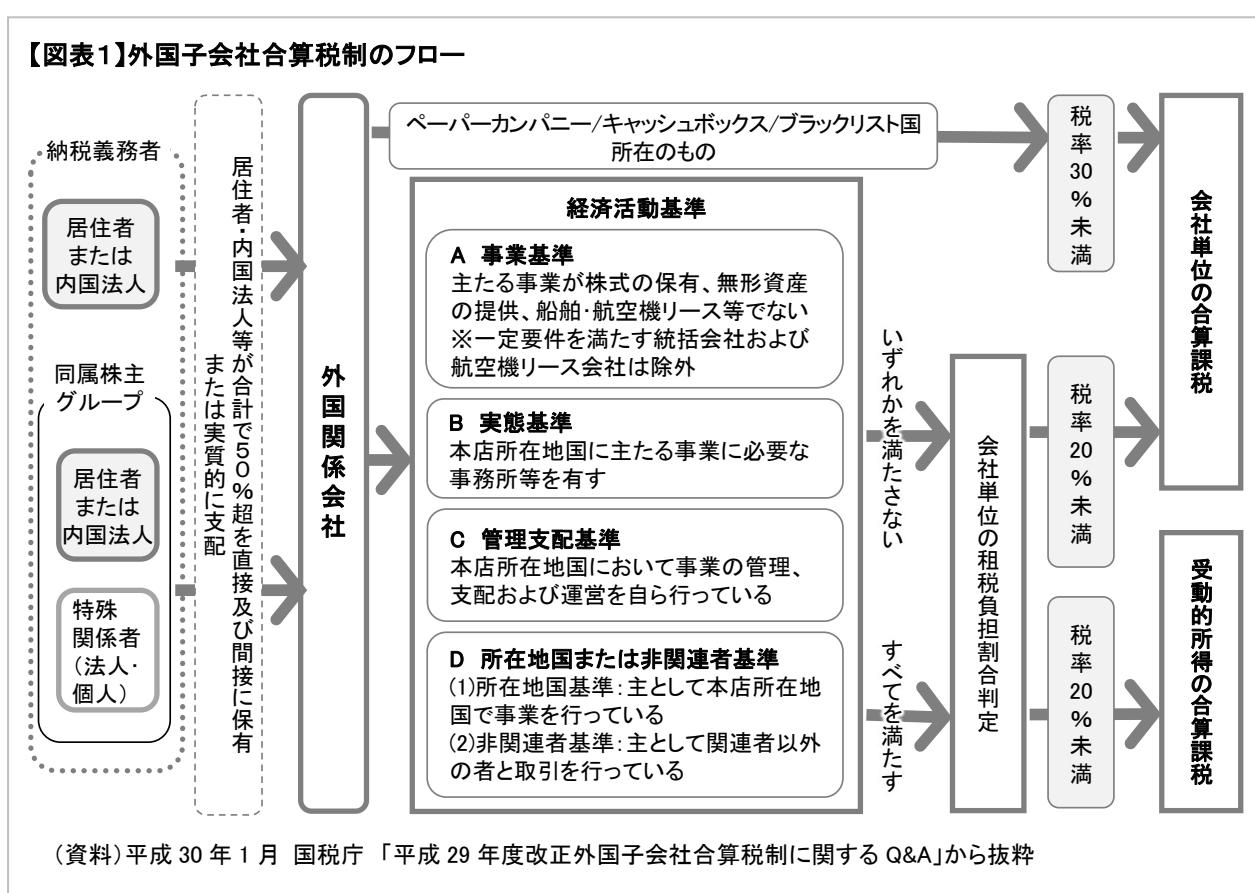
概要

2017 年度税制改正を踏まえた外国子会社合算税制にかかる改正通達が 18 年 1 月 9 日に公表され、さらに通達の内容などをより具体的に解説した Q&A(「平成 29 年度改正外国子会社合算税制に関する Q&A」)が同月 31 日に公表されました。

当該 Q&Aにおいては、改正通達の内容を中心に、
①特定外国関係会社(ペーパー・カンパニーなど)

の判定における実体基準の意義、②特定外国関係会社の判定における管理支配基準の意義、③対象外国関係会社の航空機リース事業などの事業基準の対象範囲、④部分対象外国関係会社の部分合算課税の対象範囲について、事例を挙げて解説を行っています。このうち、①の実体基準と②の管理支配基準は、対象外国関係会社の経済活動基準(改正前の適用除外基準)における内容と同様であることが明記されているため、対象外国関係会社

【図表1】外国子会社合算税制のフロー



の判定についても、Q&A の解説に沿った取り扱いがなされるものと思われます。

今回は Q&A のうち、在香港日系企業に関連すると思われる①実体基準の意義、②管理支配基準の意義、④部分合算課税の対象範囲に関する事項を中心に解説します。なお、前頁図表1は改正後の外国子会社合算税制のフローとなります。

ペーパー・カンパニーの判定における実体基準

ペーパー・カンパニーは特定外国関係会社に該当するものとして、会社単位で合算課税の対象とされています。その判定基準の一つである実体基準は、外国関係会社が主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他固定施設の存在という物的な側面から、独立した企業としての活動の実体の有無を判定するものです。ポイントは以下のとおりです。

- ① 固定施設とは、そこで人が活動することを前提とした概念であるため、外国関係会社の事業活動を伴った物的設備である必要があり、事業活動とは関係のない物的設備を有していても、実体基準における固定施設には該当しない。
- ② 固定施設が主たる事業を行うに必要と認められるか否かは、業種や業態によって異なる。例えば、小売業なら店舗、製造業なら工場などが該当すると考えられるが、それ以外の事業における固定施設の機能や用途、規模に関しては、個別具体的な判断によることになる。
- ③ 実体基準は固定施設の有無により判定するため、外国関係会社が固定施設の所有権を有する必要は無く、賃借により使用している

場合であっても基準を充足する。

在香港日系企業においては、オフィスの賃料が高いことから、関係会社や知人の会社の一室を賃借している場合に実体基準を満たすかどうか、という点が議論になりやすいと思われます。当該事項については、Q&A の Q2において類似の事例が記載されており、以下のとおり他社の事務所の間借りである場合に実体基準が必ずしも否定されるものではないことが明記されています。

Q2: 関係会社の事務所の一室を賃借して子会社の事業の進捗への関与等を行っている場合

A: 外国関係会社の中には、事務所の一室の中の一画を使用して事業活動を行うといった場合もあります。このような場合であっても、その事業活動を行うのにその一画で十分あり、その一画を使用して役員または使用人が主たる事業にかかる活動を行っているという実態があるのであれば、その一画は主たる事業を行うに必要と認められる固定施設に該当すると考えられます。

ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準

管理支配基準は、実体基準とともにペーパー・カンパニーを判定するための基準の一つで、対象外国関係会社を判定する際の経済活動基準(改正前の適用除外基準)における管理支配基準と同様、会社の機能面から独立した企業としての実体があるか否かを判定する基準です。この管理支配基準は、外国関係会社が本店所在地国においてその事業の管理、支配および運営を自ら行っていることが要件となっています。ポイントは、以下のとおりです。

- ① 法人の事業について「管理、支配および運営

を行う」ということは、法人が事業方針や業績目標などを定め、それらを達成するために事業計画などを策定し、運営方法を決定した後、それらに基づいて裁量を持って事業を実行することである。

- ② 「自ら」行うということは、外国関係会社が行う事業の管理・支配運営の結果と責任などが外国関係会社自らに帰属することであり、独立企業として事業を行っていれば通常生じる結果および負担すべき責任が帰属することをいう。
- ③ 外国関係会社の役員が親会社または地域統括会社の役員または使用人を兼務している場合においても、当該役員が本店所在地国において外国関係会社の役員の立場で事業計画の策定などを行い、かつ事業計画に従い職務を執行している限りにおいては、管理支配基準を充足する。
- ④ 外国関係会社の役員が常勤か非常勤かによって充足の可否が左右されるものではない。
- ⑤ 役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行しているのであれば、外国関係会社は通常、当該活動に対する報酬を負担する。報酬の支払いが認められない場合には、上記事項の証明には乏しく、外国関係会社自らが事業の管理、支配および運営を行っていないと判断される重要な要素となりえる。

在香港日系企業においては、香港の Director が親会社の役員や中国子会社の董事を兼務しているケースが多く見られますが、当該役員が香港法人の役員の立場で事業計画の策定などを行い、かつその事業計画に従い職務を執行している限りにお

いては、管理支配基準を満たすと言えそうです。

また、香港における高額の家賃負担などを考慮して、役員を常勤（常駐）でなく非常勤として、出張扱いとしている企業も多く見られます。Q&Aにおいては、「外国関係会社の役員がいわゆる常勤か非常勤かによって左右されるものではない。」と明示しており、非常勤役員であっても管理支配基準を充足することが明確になりましたが、ある程度の日数は香港に滞在し、職務を執行している根拠を示す方が、税務当局に対しての説明が容易になるでしょう。

部分適用外国関係会社にかかる合算課税の対象範囲

17 年度税制改正では、一定の金融所得や実質的活動のない事業から得る、いわゆる「受動的所得」については、外国関係会社が経済活動基準を満たすか否かに関係なく合算課税されることになりました。ただし、外国関係会社の行う事業の性質上、重要で欠かすことができない業務から生じた一定の所得については、当該所得を得るだけの実質を備えていると考えられるものを、個別に除外できるとされています。

当該改正により、特定の受取配当金、受取利息、有価証券の譲渡損益、デリバティブ取引にかかる損益、外国為替差損益などについては、経済活動基準を満たす場合でも合算課税されることとなりました。ポイントは以下のとおりです。

- ① 本店所在地国において実体のあるグループファイナンス事業を行っていると認められる外国関係会社が、関連者などに対して行う金銭の貸付によって得る利子は、部分合算課税の対象から除外される。

- ② 部分合算課税の対象から除外されるグループファイナンスにかかる利子とは、部分対象外国関係会社のうち、その本店所在地国において、金銭貸付にかかる事務所や店舗、その他固定施設を有し、役員または使用人が金銭の貸付事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務のすべてに従事していることが要件である。
- ③ 外国関係会社が行う取引、またはその有する資産もしくは負債につき、外国為替の売買相場変動に伴って生ずる利益または損失の額にかかる所得が部分合算課税の対象となるが、外国関係会社が行う事業にかかる業務のうち、通常の過程において生ずる利益または損失の額については部分合算課税の対象となる金額から除外する。「業務の通常過程において生ずる利益額または損失の額」の範囲については、外国為替取引は一般的に実需取引と投機取引に分けることができると考えられることから、実需取引に該当するものであると考えられる。

在香港日系企業においては、金融統括会社としてグループファイナンス事業を行っている企業も多数ありますが、上述のとおり、すべての貸付利息が合算課税の対象となるわけではありません。海外グループ会社との取引通貨を現地通貨建てにして、為替リスクを香港の統括会社に集約している会社や、為替予約などのデリバティブ取引で為替リスクをヘッジしている企業については、実需の範囲内であれば統括会社として為替コントロールを行うことに特段問題はないでしょう。

まとめ

在香港日系企業は低税率の恩恵を享受する一方で、外国子会社合算税制の対象となるか否かを常に意識しておく必要があります。当該 Q&A では、実務上判断に悩む事項に関する一定の回答が明示されており、調査を受けた時に対抗できるための根拠資料の準備がしやすくなつたと言えます。また、課税回避目的でなく、香港において経済合理性を持って一定の事業活動を行っている会社にまで課税する制度ではないため、在香港日系企業の経済活動を阻害するものではないと考えられます。ただし、実体基準および管理支配基準に関して、日本の税務当局に対して基準を充足することを証明する書類の提出ができない場合には該当しないと推定されているため、企業側で両基準を満たすことを立証できるための準備が必要です。日本本社における不測の課税を回避するためには、制度を十分に理解し、趣旨に沿った対策を事前に行なうことが重要と言えます。



FAIRCONSULTING GROUP

山口 和貴
(やまぐち かずたか)
Fair Consulting Hong Kong Co., Ltd.

国内大手監査法人および中堅監査法人にて、法定監査業務、公開準備業務、財務デューデリジェンス業務、内部統制導入支援業務、IFRS 導入支援業務などに従事する。また、監査法人在籍中には、中国広州市に駐在し、華南地区および香港の日系企業に対し、会計・税務等に関するコンサルティング業務に従事した経験を持つ。現在は香港および中国に進出する日系企業へのコンサルティング業務に従事し、会計・税務面のアドバイスや、組織再編・M&A のサポートを行っている。



【アジア経済情報】

フィリピン

～景気は減速も、前年比+6%台の成長率を維持～

菊池しのぶ みずほ総合研究所

公需が景気を押し上げ、1Qの景気は加速

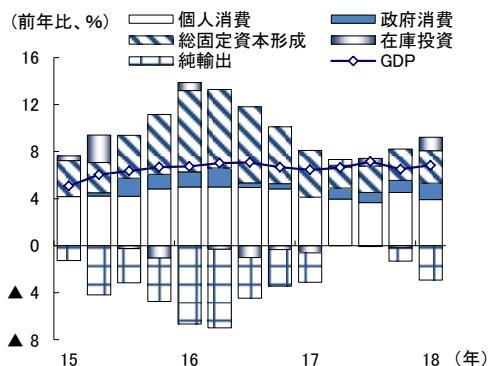
2018年1Q(1~3月期)の実質GDP成長率は、前年比+6.8%と前期の同+6.5%から上昇した(図表)。政府消費の伸び加速が景気の押し上げに寄与した一方、輸出が弱含み、純輸出のマイナス寄与は拡大した。

政府消費は、政府の歳出拡大を背景に、前年比+13.6%と前期の同+12.2%に続き2桁増となった上に伸びが上昇した。総固定資本形成は、公共投資の拡大が下支え要因となり同+8.9%と前期の同+9.4%に続き高めの伸びを維持した。個人消費はインフレの加速等を背景に同+5.6%と前期の同+6.2%から伸びが低下した。

財貨・サービスの輸出は、主力の半導体の伸び悩みにより、前年比+6.2%と前期の同+20.6%から大幅に減速した。財貨・サービスの輸入も同+9.3%と前期の同+18.1%から減速した。純輸出の成長率寄与度は、▲2.9%PTとなり、前期の▲1.1%PTからマイナス幅が拡大した。

直近の指標をみると、4月の消費者物価指数は前年比+4.5%となり、3月(同+4.3%)に続き、フィリピン中央銀行が設定するターゲット(前年比+2~4%)の上限を上回った。インフレ加速の背景には、税制改革の影響で飲料などの価格が上昇したこと、世界的な原油価格の上昇、米の供給不

【図表】実質GDP成長率



(資料)フィリピン統計機構より、みずほ総合研究所作成

足を背景とする食品価格の上昇等がある。

インフレがターゲットを上回ったことを背景に、中央銀行は5月、約4年ぶりに政策金利(翌日物リバースレポレート)を0.25%PT引き上げ、3.00%から3.25%とすることを決定した。

19年にかけ前年比+6%台の成長率を維持

今後の景気は減速しながらも前年比+6%台の成長率を維持する見通しだ。19年にかけて世界経済の拡大モメンタムが低下するなかで輸出の伸びは低下し、海外フィリピン人労働者(OFW)送金の伸びも鈍化して個人消費は抑制されるだろう。一方、ドゥテルテ政権が掲げるインフラ整備が徐々に本格化し、これが景気を下支えする見通しだ。以上より、実質GDP成長率は、18年は+6.6%、19年は+6.5%と予測する

Back Issues

2017年12月発行 第68号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia:新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応
- ・Vietnam:製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点
- ・India:インドIBCを活用した債権回収実務の現状とその留意点
- ・India:インドの税制[66]インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China:商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China:中国国際投資紛争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong:香港における航空機リース事業の税制改正

2018年1/2月発行 第69号

- ・2017年下期為替市場の回顧と2018年の見通し
- ・香港の賃金動向～2017年の回顧と18年の展望～
- ・Vietnam:ベトナム企業を対象とするM&Aの法律上・実務上のポイント
- ・Vietnam:国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・Vietnam:ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正
- ・Australia:豪州移転価格税制
- ・Malaysia:2018年度マレーシア予算案における税制改正
- ・India:インドビジネス最新情報[28]BEPSアクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・China:中国における税関調査～一般的な流れと対応

2018年3月発行 第70号

- ・不動産投資の実務と留意点[1]～不動産投資マーケットの現状～
- ・動き出す「広東・香港・マカオ・ベイエリア」構想
- ・Vietnam:移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・India:インドの税制[67]2018年インド予算案の概説
- ・Thailand:タイにおけるBEPSへの取り組み状況および移転価格税制アップデート
- ・Taiwan:台湾における所得税法の条文改正草案
- ・China:解説・中国ビジネス法務[29]中国における環境保護税の導入
- ・Hong Kong:香港における移転価格税制の概要

2018年4月発行 第71号

- ・不動産投資の実務と留意点[2]～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出－梅州市の投資環境
- ・Vietnam:BEPS行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・India:インドビジネス最新情報[29]GSTとE-Way Billの導入
- ・Singapore:シンガポール2018年度予算案における税制改正

- ・China:企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong:香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・M&Aと事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018年5月発行 第72号

- ・勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起こっているのか～
- ・香港における介護市場の概況と課題
- ・Indonesia:さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・Vietnam:小売業の外資規制～ENTの免除条件の明確化
- ・India:インドの税制[68]インド2018年予算案およびGSTの最新動向
- ・Philippines:フィリピンにおける税制改正
- ・China:中国現地法人の内部統制
- ・China:「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・M&Aと事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018年6月発行 第73号

- ・香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・岐路に立つ広交会
- ・India:日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・Vietnam:ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・Malaysia:マレーシアGST廃止とSST再導入
- ・China:個人情報安全規範の施行
- ・China:BEPS13に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・China:中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・Hong Kong:香港における労働法制と改正見通し

2018年7/8月発行 第74号

- ・2018年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・Vietnam:駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・Thailand:タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・India:インドの税制[69]:インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・Philippines:小売業に関する外資規制
- ・China:環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・Taiwan:台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザリー課
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、賃与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。